

「AI 法務顧問」に関する委任契約約款

本約款は、弁護士山澤諭（東京弁護士会所属。以下「当職」といいます。）が提供する「AI 法務顧問」（以下「本サービス」といいます。）に関する委任契約の内容を定めるものです。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「依頼者」とは、第10条第1項に定める者のうち、本約款に同意のうえ本サービスの利用を申し込み、当職がこれを承諾した者をいいます。
- (2) 「本契約」とは、本約款に基づき当職と依頼者との間に成立する本サービスに関する委任契約をいいます。
- (3) 「AI」とは、生成AIその他の人工知能技術を用いたツール又はサービスをいいます。
- (4) 「AI 成果物」とは、依頼者がAIを利用して作成した契約書案、契約書のレビュー結果、法律調査の結果、法律相談の整理その他の成果物、及び当該成果物を得るまでの依頼者とAIとの間のやり取りの全部をいいます。依頼者がAIツールを使用せずに作成したテキストデータ（文章）又はドキュメント（書類）は、AI 成果物とみなします。
- (5) 「依頼」とは、依頼者が第5条に従い当職に対して行うショートレビューの依頼をいいます。
- (6) 「ショートレビュー」とは、第4条に定める当職の回答をいいます。
- (7) 「効力発生日」とは、第10条第5項により本契約の効力が生じた日をいいます。
- (8) 「更新日」とは、クレジットカード払い（第11条第2項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）の場合には、効力発生日の属する月の翌月以降の各月における効力発生日に相当する日（当該月に相当する日がない場合には、当該月の末日）を、請求書払い（同項第2号に定めるものをいいます。以下同じ。）の場合には、効力発生日の属する月の翌月以降の各月の初日をいいます。
- (9) 「利用期間」とは、効力発生日から最初の更新日の前日までの期間、及び各更新日から次の更新日の前日までの期間をいいます。
- (10) 「営業日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日をいいます。

第2条（本契約の性質並びに本約款の適用及び変更）

- 1 本契約は、依頼者が当職に対し、本約款に定める法律事務の処理を委任する委任契約です。
- 2 本約款、依頼者の申込みの内容及び当職の承諾の通知（第10条第5項に定める委任契約締結確認書を含みます。）は、一体として、当職と依頼者との間の委任契約書を構成します。
- 3 本約款は、本サービスに関する当職と依頼者との間の一切の関係に適用されます。
- 4 当職は、次の各号のいずれかに該当する場合には、民法第548条の4の規定に基づき、依頼者の個別の同意を得ることなく本約款を変更することができます。
 - (1) 本約款の変更が、依頼者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 5 前項の規定にかかわらず、第11条第1項に定める料金の額の増額その他報酬に関する事項を依頼者の不利益に変更する場合には、当該変更は、依頼者が個別に書面により同意しない限り、当該依頼者との間の本契約には適用されません。
- 6 当職は、第4項の変更をするときは、変更の効力発生日を定め、かつ、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容及び変更の効力発生日を、当職のウェブサイトへの掲載、電子メールその他の適切な方法により、変更の効力発生日までに周知します。

第3条（本サービスの内容）

- 1 当職は、依頼者からの依頼に基づき、AI成果物について、弁護士としての責任において、その当否を判断し、ショートレビューを提供します。
- 2 本サービスの対象分野は企業法務全般とし、本サービスの対象外の業務は【別表1】に、本サービスの対象となる業務及び依頼の件数の数え方は【別表2】に、本サービスの対象となる主な契約書類の例は【別表3】に、それぞれ定めるとおりとします。
- 3 当職は、本サービスの遂行にあたり、第12条の定めに従い、AIを利用することがあります。

第4条（ショートレビュー）

- 1 ショートレビューは、次の各号に掲げる事項により構成します。
 - (1) 結論 契約書に関する依頼については「使用可」「条件付で使用可」又は「使用不可」のいずれかにより、法律調査又は法律相談に関する依頼については「依拠可」「条件付で依拠可」又は「依拠不可」のいずれかにより示します。「条件付」とする場合には、その条件を併せて示します。

- (2) 簡潔な理由 結論に至った理由の要点
- (3) 最重要の経営判断事項 当該依頼に関し、依頼者の経営陣が判断すべき最重要の事項
- 2 当職は、【別表 2】の「契約書類の作成やレビュー」及び「会社名義の通知書」に係る依頼については、ショートレビューに加え、当職が修正し、又は作成した書面（修正履歴又はコメントを付したものを含みます。）を、参考資料として提供します。当該書面は、ショートレビューを補足するためのものであり、本サービスにおける当職の回答は、ショートレビューとします。
- 3 ショートレビューは、当職が重要と判断した事項に絞って簡潔に記載するものであり、AI 成果物の全ての記載について逐一の検討結果を示すものではありません。ただし、当職は、結論に影響を及ぼす重要な事項については、弁護士として通常求められる注意をもって検討します。
- 4 ショートレビューは、依頼の時点において依頼者から提供された情報及び資料並びに同時点において施行されている法令等を前提とします。
- 5 依頼者は、ショートレビューを自己の事業のために利用することができます。ただし、当職の事前の書面（電子メールを含みます。以下同じ。）による承諾なく、ショートレビューを第三者に開示し、又は第三者が依拠することを前提として提供してはなりません。なお、依頼者の役員及び従業員並びに法令上守秘義務を負う専門家に対し、依頼者の事業のために必要な範囲で開示する場合は、この限りではありません。

第 5 条（依頼の方法）

- 1 依頼者は、当職が指定する電子メールアドレスへの電子メールの送信により、依頼を行うものとします。
- 2 依頼者は、依頼にあたり、次の各号に掲げる情報及び資料を提供しなければなりません。
 - (1) AI 成果物
 - (2) 依頼に係る契約書その他の資料がある場合には、その原本又は写し
 - (3) 依頼に係る契約の相手方その他の関係者の名称（これらの者が存在し、かつ、依頼者が第 4 項によりその名称を伏せない場合に限ります。）
 - (4) 依頼の目的及び当該案件における依頼者の立場
- 3 当職は、前項の情報若しくは資料に不足がある場合その他必要があると認める場合には、依頼者に対し、追加の情報又は資料の提供を求めることができます。
- 4 依頼者は、その判断により、AI 成果物その他の資料において、相手方その他の関係者の名称

を伏せて依頼を行うことができます。

第6条（利益相反の確認）

- 1 当職は、依頼を受領したときは、速やかに、弁護士法、弁護士職務基本規程その他の法令等に照らし、当該依頼について職務を行うことができるか否か（以下「利益相反の確認」といいます。）を確認します。
- 2 当職は、利益相反の確認の結果、当該依頼について職務を行うことができないと判断したときは、その旨を依頼者に通知します。この場合、当職はその理由を開示する義務を負わず、当該依頼は第7条に定める依頼の件数に算入しません。
- 3 前条第4項により相手方その他の関係者の名称が伏せられた依頼については、ショートレビューは、特定の相手方を前提としない一般論又はひな形としての意見として提供するものとし、当職は、当該相手方との関係における利益相反の確認を行いません。ただし、依頼の過程で相手方その他の関係者が判明し、当職が職務を行うことができない事情が生じたときは、当職は、その時点で当該依頼への対応を中止することができ、この場合、当該依頼は第7条に定める依頼の件数に算入しません。
- 4 依頼者は、利益相反行為その他弁護士法及び関係法令に基づき、当職が職務を行うことができない場合があることに、予め同意します。
- 5 当職は、利益相反の判断について、原則として、次の各号に掲げる指針に依拠します。
 - (1) 法人の利益帰属主体が、究極的には株主であることに鑑み、株主の利益を最大化することを目的として、本サービスを提供すること。
 - (2) 前号により、万一、株主と経営陣又は従業員等との間に利害対立が生じた場合には、当職は飽くまでも株主の代理人として本サービスその他の業務を遂行し、これと矛盾する依頼者との本契約を解約し、又は依頼者の代理人たる地位を辞任するなど、適時適切な措置を講ずること。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、平時においては、株主の明示又は黙示の意思に反しない限り、広く依頼者に関する法務全般について、本サービスを提供すること。

第7条（依頼の件数）

- 1 依頼者が各利用期間に行うことができる依頼の件数の上限は、次の各号に掲げるプランの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。
 - (1) 月3件プラン 3件

(2) 月6件プラン 6件

- 2 依頼の件数は、【別表2】に定める数え方に従い数えます。1回の依頼に複数の契約書類、通知書、問い又は事実関係が含まれる場合には、それぞれを1件として数えます。
- 3 依頼は、依頼に係る電子メールを当職が受信した日の属する利用期間の件数として数えます。
- 4 当職は、依頼の件数の算定について疑義がある場合には、ショートレビューの作成に着手する前に、依頼者に対し算定の結果を通知します。この場合、依頼者は、当該依頼を取り下げ、又は依頼の範囲を限定することができます。
- 5 ショートレビューの内容の確認を目的とする追加の質問の件数は、【別表2】に定めるところによります。
- 6 ショートレビューを踏まえて修正された契約書その他の成果物について再度のショートレビューを求める場合には、新たな1件の依頼として数えます。
- 7 各利用期間において上限に満たなかった件数は、次の利用期間以降に繰り越すことができません。
- 8 依頼者が上限を超えて依頼を行おうとする場合の取扱いは、当職と依頼者との協議により定めます。

第8条（本サービスの対象外の業務）

- 1 【別表1】に定める業務、【別表2】に定める条件を満たさない依頼、及び次の各号のいずれかに該当する案件は、本サービスの対象外とし、当職と依頼者との間で別途委任契約を締結した場合に限り、当職が受任します。
 - (1) 他の弁護士、税理士その他の専門家との連携を要する案件
 - (2) 個別具体的な事情が多く、ヒアリングによらなければ正確な事案の把握ができない案件
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、その分量又は内容に照らし、ショートレビューにより対応することが適当でないと当職が合理的に判断した案件
- 2 当職は、依頼に係る案件が前項に定める本サービスの対象外の案件に該当すると判断したときは、着手前にその旨を依頼者に通知し、依頼者の求めに応じて報酬の見積りを提示します。
- 3 第1項に定める本サービスの対象外の案件は、依頼の件数に算入しません。

第9条（回答期限）

- 1 当職は、利益相反の確認を終えた日の翌営業日から起算して3営業日以内を目安として、ショートレビューを提供します。

- 2 前項の期限は目安であり、当職は、依頼の集中、資料の不足その他の事由によりこれを超える見込みとなったときは、依頼者に対し、返答予定日を通知します。
- 3 当職が第5条第3項に基づき追加の情報又は資料の提供を求めた場合には、その求めをした日から提供を受けた日までの期間は、第1項の期間に算入しません。

第10条（申込資格、申込み及び契約の成立）

- 1 本サービスの申込みは、法人に限り、行うことができます。個人（個人事業主を含みます。）は、本サービスの申込みをすることができません。
- 2 申込者は、申込みに際し、自らが法人であり、かつ、事業として又は事業のために本サービスの申込みを行うことを表明し、保証します。
- 3 本サービスの利用を希望する者は、本約款に同意のうえ、当職所定の方法により申込みを行うものとします。
- 4 当職は、申込みを受領した日の翌営業日から起算して3営業日以内に、申込みを承諾する可否かを申込者に通知します。当該期間内に当職から通知がない場合には、申込者は申込みを撤回することができます。
- 5 本契約は、当職が第3項の申込みを承諾する旨を通知した時に成立し、依頼者が最初の利用期間の料金の支払を完了した時（請求書払いの場合において、依頼者が次項に定める翌月開始を選択したときは、当該支払を完了した日の属する月の翌月の初日）から効力を生じます。当職は、承諾の通知に際し、当事者の名称、プラン、月額料金の、契約成立日、最初の利用期間の料金の支払期限、効力発生日及び更新日の定め、支払方法（請求書払いの場合には、即時開始又は翌月開始の別を含みます。）及び適用される本約款の版を記載した委任契約締結確認書を、本約款とともに、電子メールにより依頼者に交付します。
- 6 請求書払いを選択する申込者は、承諾の通知に先立ち、当職の確認に応じて、最初の利用期間の料金の支払を完了した時から本契約の効力を生じさせること（以下「即時開始」といいます。）又は当該支払を完了した日の属する月の翌月の初日から本契約の効力を生じさせること（以下「翌月開始」といいます。）のいずれかを選択するものとします。
- 7 依頼者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに最初の利用期間の料金の支払を完了しないときは、本契約は、当該日の経過をもって、効力を生じないことが確定します。
 - (1) クレジットカード払い及び請求書払い（即時開始） 承諾の通知の日の翌日から起算し

て3営業日を経過する日

- (2) 請求書払い（翌月開始） 承諾の通知の日の属する月の末日（同日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日とします。ただし、承諾の通知の日の翌日から同日までの営業日が3日に満たない場合は、その翌月の末日（同日が金融機関の休業日にあたる場合は、その直前の金融機関の営業日）とします。）

- 8 当職は、効力発生日の前に受領した依頼に応じる義務を負いません。
- 9 当職は、申込者との利益相反の有無その他の事由を考慮し、申込みを承諾しないことがあります。この場合、当職はその理由を開示する義務を負いません。
- 10 本サービスは、法人が事業として又は事業のために申込みを行う事業者間の取引としてのみ提供するものであり、特定商取引に関する法律第26条第1項第1号に定める同法の適用除外となる取引として提供します。
- 11 申込者は、申込みに先立ち、当職が本サービスの申込みのためのウェブページその他において掲げる重要事項を確認するものとし、申込みをもって、当該重要事項に同意したものとみなします。

第11条（料金、支払方法及び中途終了時の清算）

- 1 本サービスの料金（月額）は、次の各号に掲げるプランの区分に応じ、当該各号に定めるとおりとします。
- (1) 月3件プラン 33,000円（消費税等相当額3,000円を含みます。源泉徴収税額3,063円を控除した後の支払額は29,937円）
- (2) 月6件プラン 55,000円（消費税等相当額5,000円を含みます。源泉徴収税額5,105円を控除した後の支払額は49,895円）
- 2 料金は利用期間ごとの前払いとし、依頼者は、次の各号に掲げる支払方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により支払います。
- (1) クレジットカード払い 当職が承諾の通知において指定する決済用のページにおいてクレジットカードを登録し、最初の利用期間の料金は第10条第7項に定める日までに、その後の利用期間の料金は各更新日に、それぞれ次項に定める控除後の額を決済します。料金の支払は、当該決済が完了した時に完了したものとします。
- (2) 請求書払い 当職が発行する請求書に従い、最初の利用期間の料金は第10条第7項に定める日までに、その後の利用期間の料金は各更新日の前日（当該日が金融機関の休業日に

あたるときは、その直前の金融機関の営業日）までに、それぞれ次項に定める控除後の額を当職の指定する銀行口座に振り込みます。料金の支払は、当該銀行口座に着金した時に完了したものとします。振込手数料は依頼者の負担とします。

- 3 依頼者は、所得税法の定めるところにより、料金から源泉徴収税額（料金のうち消費税等相当額を除いた額に同法所定の税率を乗じた額をいいます。）を控除した額を当職に支払い、当該源泉徴収税額を自らの責任において納付します。
- 4 当職は、本約款に別段の定めがある場合（第 16 条第 4 項及び第 6 項並びに第 23 条第 3 項に定める場合をいいます。）を除き、理由の如何を問わず、受領した料金を返還しません。
- 5 本契約が利用期間の途中で終了した場合（解約又は解除による場合を含みます。）であっても、当該利用期間の料金について、日割計算その他の方法による清算は行いません。ただし、第 16 条第 6 項及び第 23 条第 3 項に定める場合は、この限りではありません。
- 6 依頼者が料金の支払を遅延した場合、当職は、支払が確認されるまでの間、本サービスの提供を停止することができます。
- 7 第 8 条に基づき別途委任契約を締結した案件の報酬及び費用は、当該委任契約の定めによります。

【参考】申込みから利用期間までの例（2026 年 10 月 15 日に申込みがあった場合）

項目	クレジットカード払い	請求書払い (即時開始)	請求書払い (翌月開始)
申込み	10 月 15 日	10 月 15 日	10 月 15 日
承諾の通知 (契約の成立)	10 月 16 日	10 月 16 日	10 月 16 日
初回の支払期限 (第 10 条第 7 項)	10 月 21 日までに決済	10 月 21 日までに着金	10 月 30 日までに着金
初回支払日	(例) 10 月 19 日 決済完了	(例) 10 月 21 日 着金	—
効力発生日	(例) 10 月 19 日	(例) 10 月 21 日	11 月 1 日
最初の利用期間	(例) 10 月 19 日から 11 月 18 日まで	(例) 10 月 21 日から 10 月 31 日まで <u>※11 日間の利用にもかかわ らず、1 か月分をご負担いた だく必要があります。</u>	11 月 1 日から 11 月 30 日まで
2 回目の支払	11 月 19 日自動決済	10 月 30 日までに振込	11 月 30 日までに振込
2 回目の利用期間	11 月 19 日から 12 月 18 日まで	11 月 1 日から 11 月 30 日まで	12 月 1 日から 12 月 31 日まで
3 回目の支払	12 月 19 日 自動決済	11 月 30 日までに振込	12 月 30 日までに振込

- ※ この表は、本条及び第 10 条の適用を例示するものであり、本約款の定めに優先するものではありません。
- ※ 承諾の通知の日及び初回支払日は例示です。初回の支払期限は、クレジットカード払い及び請求書払い（即時開始）の場合は承諾の通知の日の翌日から起算して 3 営業日を経過する日、請求書払い（翌月開始）の場合は承諾の通知の日の属する月の末日です（10 月 31 日は金融機関の休業日のため、その直前の営業日である 10 月 30 日）。
- ※ 請求書払いの 2 回目以降の支払期日が金融機関の休業日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日が期日となります（10 月 31 日及び 12 月 31 日の例）。
- ※ 請求書払い（即時開始）の場合、最初の利用期間が 1 か月に満たないときであっても、料金は 1 か月分の額とし、日割計算は行いません。

第 12 条（当職による AI の利用）

- 1 依頼者は、当職が本サービスの遂行にあたり AI を利用すること（依頼者から提供された秘密情報及び個人情報を AI に入力することを含みます。）について、包括的に同意します。
- 2 当職は、前項により AI を利用する場合には、入力した情報が AI の学習に利用されない設定又は契約条件のもとで利用し、依頼者の秘密の保持に十分な注意を払います。
- 3 ショートレビューにおける判断は、当職が自ら行います。

第 13 条（依頼者の責任）

- 1 依頼者は、当職に提供する情報及び資料が正確かつ完全であることについて責任を負います。当職は、依頼者から提供された情報及び資料を前提としてショートレビューを作成し、その真実性又は正確性について独自に調査する義務を負いません。
- 2 当職は、いかなる結果も保証するものではなく、依頼者から提供された資料及び情報のみを前提として本サービスを遂行するものであり、法的有効性を網羅的に確認し、又は保証するものではありません。
- 3 依頼者が AI 成果物を作成するために利用する AI の選定及び設定並びに当該 AI への情報の入力（秘密情報及び個人情報の入力を含みます。）は、依頼者の責任において行うものとし、当職はこれらに起因する損害について責任を負いません。
- 4 依頼者は、当職に提供する情報及び資料について、当職に提供するために必要な権限を有していることを保証します。
- 5 ショートレビューにおける法的判断は当職の責任において行うものとし、これを踏まえた経営上の意思決定は、依頼者が自らの責任において行います。

第 14 条（秘密保持）

- 1 当職は、弁護士法及び弁護士職務基本規程に基づき、本サービスの提供に関して知り得た依頼者の秘密を保持します。

- 2 当職が第12条に従いAIを利用することは、前項の義務に違反するものではありません。
- 3 依頼者は、本サービスの利用に関して知り得た当職の業務上の情報（ショートレビューの作成方法に関する情報を含みます。）を、第三者に開示し、又は本サービスの利用以外の目的に使用してはなりません。
- 4 当職は、本サービスに関して取得した依頼者の役員、従業員その他の個人に関する情報を、当職が別途公表する「個人情報の取扱いについて」に従って取り扱います。
- 5 第1項及び第3項の義務は、本契約の終了後も存続します。

第15条（資料の取扱い）

- 1 当職は、依頼者から提供された資料を職務上必要な範囲で保管し、法令等に定める期間その他相当な期間が経過した後に廃棄することができます。
- 2 当職は、依頼者から提供された資料を返還する義務を負いません。

第16条（契約期間及び解約）

- 1 本契約の期間は、効力発生日から最初の更新日の前日までとします。依頼者が第3項に定める解約の通知をしない限り、本契約は、各更新日において1か月ごとに自動的に更新されます。ただし、当職が第5項により本契約を解約した場合は、この限りではありません。
- 2 本契約に最低契約期間はありません。
- 3 依頼者は、いつでも、当職が依頼者に提供する本サービスの管理画面（以下「管理画面」といいます。）における解約手続又は当職が指定する電子メールアドレスへの電子メールの送信により、解約の通知をすることができます。この場合、本契約は、管理画面における解約手続が完了し、又は当該電子メールが当職に到達した日の属する利用期間の末日（クレジットカード払いの場合には、当該末日の翌日）をもって終了し、次の利用期間以降の料金は発生しません。クレジットカード払いの場合において、当該末日の翌日に当職が受信した依頼は、当該利用期間の件数として数えます。ただし、効力発生日の前に解約の通知が当職に到達した場合には、本契約は、依頼者が最初の利用期間の料金の支払を完了する前に到達したときは当該通知が到達した時に、支払を完了した後に到達したときは最初の利用期間の末日に、それぞれ終了します。支払を完了する前に終了したときは、料金は発生しません。
- 4 依頼者が前項に従い解約の通知をしたにもかかわらず、次の利用期間以降の料金が支払われた場合（クレジットカードによる決済及び銀行振込による支払を含みます。）には、当職は、当該料金を速やかに依頼者に返還します。

- 5 当職は、依頼者に通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。この場合、本契約は、当該通知において当職が定める日をもって終了します。
- 6 前項の解約により本契約が利用期間の途中で終了した場合には、当職は、当該利用期間の料金の全額を依頼者に返還します。当職が、本契約の終了日の属する利用期間の次の利用期間以降の料金を受領している場合も、同様とします。
- 7 当職が第5項による解約をした場合には、前項に基づく料金の返還をもって、民法第651条第2項その他の規定に基づく損害の賠償に代えるものとし、依頼者は、当該解約に関し、当職に対し、それ以外に損害の賠償を請求することができません。ただし、当職に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 8 当職は、本契約の終了前に受領した依頼（依頼の件数の上限の範囲内のものに限りです。）については、本契約の終了後であっても、ショートレビューを提供します。

第17条（プランの変更）

依頼者は、当職所定の方法により通知することにより、次の利用期間からプランを変更することができます。利用期間の途中におけるプランの変更は、当職と依頼者との協議により定めます。

第18条（当職による解除）

当職は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 依頼者が料金の支払を遅延し、当職が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その期間内に支払わないとき。
- (2) 依頼者が本約款に違反し、当職が是正を求めたにもかかわらず、相当の期間内に是正しないとき。
- (3) 第10条第2項の表明及び保証が真実でなかったことが判明したとき。
- (4) 利益相反その他の事由により、当職が職務を継続することができなくなったとき。
- (5) 当職と依頼者との間の信頼関係が失われ、本サービスの提供を継続することが困難であると当職が合理的に判断したとき。

第19条（免責及び損害賠償の上限）

- 1 当職は、本サービスに関し、故意又は重大な過失がない限り、依頼者その他の第三者に対して損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、依頼者は当職を免責します。
- 2 前項の規定にかかわらず、いかなる場合であっても、当職が負う損害賠償の額は、損害の原

因となった事由が生じた日から遡って3か月間に当職が依頼者から現に受領した本サービスの料金の総額をその上限とします。

- 3 第8条に基づき別途委任契約を締結した案件については、前2項の定めにかかわらず、当該委任契約の定めによります。

第20条（反社会的勢力の排除）

- 1 依頼者は、当職に対し、次の各号の事項を誓約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。 ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係 イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称の如何を問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと。 ア 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 イ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為 ウ その他これらに準ずる行為

- 2 当職は、依頼者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告をせずして、本契約を解除することができます。

- (1) 前項第1号から第3号までの誓約に反する表明をしたことが判明した場合
- (2) 前項第4号の誓約に反し本契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の誓約に反した行為をした場合

- 3 前項の規定により本契約が解除された場合、依頼者は、解除により生ずる損害について、当職に対し一切の請求を行いません。

第21条（権利義務の譲渡禁止）

依頼者は、当職の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはなりません。

第 22 条（通知）

- 1 本サービスに関する当職と依頼者との間の通知は、本約款に別段の定めがある場合を除き、電子メールその他当職が適当と認める方法により行います。
- 2 当職から依頼者に対する電子メールによる通知は、依頼者が申込み時に届け出た電子メールアドレス（依頼者からその変更の届出があった場合には、変更後の電子メールアドレス）に宛てて送信した時に、依頼者に到達したものとみなします。

第 23 条（当職が業務を遂行できない場合の措置）

- 1 当職は、傷病、災害その他やむを得ない事由により本サービスを提供することができず、又はそのおそれがあるときは、速やかに、その旨及び提供を再開できる見込みの時期を依頼者に通知します。
- 2 前項の場合、第 9 条第 1 項の期間は、前項の事由が継続する期間、延長されるものとします。
- 3 第 1 項の事由により、ある利用期間の全期間にわたり本サービスを提供することができなかったときは、当職は、当該利用期間の料金を依頼者に返還します。
- 4 第 1 項の通知を受けた依頼者は、第 16 条第 3 項の定めにかかわらず、直ちに本契約を解約することができます。
- 5 当職は、第 1 項の事由が長期に及ぶ見込みであるときは、受領済みの依頼について、他の弁護士への依頼を検討するよう依頼者に助言するなど、依頼者の利益を害することのないよう適切な措置を講じます。

第 24 条（準拠法及び管轄）

- 1 本約款及び本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- 2 本約款又は本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈について疑義が生じた事項については、当職と依頼者が誠実に協議のうえ解決します。

以上

附則 本約款は、2026 年 11 月 1 日から施行します。

別表1 本サービスの対象外の業務

- 次の業務は、本サービスの対象外となります。
- これらの業務をご希望の場合には、別途、通常の顧問契約（月額制）等をご検討ください。
- なお、本サービスを利用して、実質的にこれら対象外の業務を依頼された場合には、お断りする場合がございます。

区分	内容、具体例及び対応方法
IPO 支援	・内 容：株式上場（IPO）の準備に関するコンサルティング業務 ・具 体 例：法務機能の内製化支援、上場準備のための社内規程や契約書類の整備、DD 対応、証券会社や監査法人からの指摘事項への対応、上場審査への対応など ・対応方法：<u>IPO コンサルティング契約（月額制）</u>をご検討ください。
M&A	・内 容：会社や事業の売買、出資、合併、分割その他の会社の株式又は組織に関する案件 ・具 体 例：株式譲渡契約、事業譲渡契約、投資契約、株主間契約等の作成、交渉、法務 DD や労務 DD の実施 ・対応方法：<u>M&A コンサルティング契約（一回払）</u>をご検討ください。
紛争対応	・内 容：① 弁護士が会社に代わって、相手方と交渉すること ② 弁護士の名前で相手方に内容証明郵便等を送付すること ③ 訴訟、調停、労働審判その他の裁判所の手続を代理すること ④ 行政機関、警察や検察その他の官公署に対応すること ・具 体 例：取引先との交渉への同席、代理人弁護士名義の督促状や警告書、訴訟提起、訴訟への応訴、労働基準監督署の調査への対応、被害届や告訴状の提出 ・対応方法：<u>交渉代理委任契約又は訴訟代理委任契約（着手報酬型）</u>をご検討ください。
渉外案件	・内 容：外国法に関する判断、英文の契約書その他日本法以外の法律に従う契約書の作成やレビュー ・具 体 例：海外の取引先との英文契約書 ・対応方法：対象国の弁護士資格を有する弁護士にご依頼ください。
規程類の作成	・内 容：① 自社のサービスの利用規約、約款その他の規約の作成 ② 就業規則その他の社内規程の作成又はレビュー ・具 体 例：EC サイトの利用規約、会員規約、就業規則、賃金規程、ハラスメント防止規程等の作成 ・対応方法：<u>スポット契約（一回払）</u>をご検討ください。
公正証書作成	・内 容：① 公証役場で作成する公正証書の原案の作成やレビューその他公正証書に関する一切の業務 ② 公正証書の作成が法令上必要とされる契約（事業用定期借地権の設定契約、事業のための貸金等債務に係る個人の保証契約等）に関する業務 ・具 体 例：公正証書にする予定の金銭貸借契約書や賃貸借契約書の作成やレビュー ・対応方法：<u>スポット契約（一回払）</u>をご検討ください。
テキスト以外での依頼	・内 容：対面、オンライン、電話等による相談 ・具 体 例：オンラインでの法律相談やヒアリングを必要とする業務 ・対応方法：<u>通常の顧問契約（月額制）</u>をご検討ください。

区分	内容、具体例及び対応方法
法人以外からの依頼	・内 容：株主、役員又は従業員の個人としてのご相談 ・具 体 例：社長個人の相続や離婚、従業員個人のトラブル ・対応方法：案件の種類に応じてご相談ください。

別表２ 本サービスの対象となる業務

- 次の業務が、本サービスの対象業務となります。
- いずれも、テキスト（文章）又はドキュメント（書類）によりご依頼いただく業務に限ります。
- 件数の目安となる分量はご依頼の本文及び添付資料により数え、AI とのやり取りの記録は含めません。

区分	業務の内容等
法律相談	・内 容：依頼者又はAI が法律相談の内容を整理したテキスト（文章）又はドキュメント（書類）を検証すること ・具 体 例：取引先との契約交渉の進め方、従業員とのトラブルへの対応方針、顧客からのクレームへの対応方針など ・件 数：1つの事実関係に関するご相談を1件とします。 ご依頼の際は、<u>本文を500字程度以内、添付資料をA4判3頁程度以内</u>に収めていただくよう、ご協力をお願いします。 これを超過する場合は、2件以上として数える場合がございます。
法律調査	・内 容：依頼者又はAI が法律調査の結果を記載したテキスト（文章）又はドキュメント（書類）を検証すること ・具 体 例：許認可の要否、新規事業の適法性、法改正による自社への影響など ・件 数：1つの問いで、検証の対象となる<u>法令等（各法律に基づく政令、省令及び告示並びに行政庁のガイドラインを含みます。）が3つまで</u>のものを1件とします。 これを超過する場合は、2件以上として数える場合がございます。
契約書類の作成やレビュー	・内 容：① 依頼者又はAI 作成の契約書類の案を検証すること ② 依頼者又はAI 作成の契約書類の骨子から契約書類の案を作成すること ③ 相手方から提示された契約書類の案又はこれに対するAI レビューを検証すること ④ 相手方から提示された修正案又はこれに対するAI レビューを検証すること ・具 体 例：秘密保持契約書、業務委託契約書、売買契約書、取引基本契約書、事業用の建物賃貸借契約書、雇用契約書、合意解除書、和解契約書など（【別表3】参照） ・件 数：1つの契約書類を1件とします。 ご依頼の際は、<u>契約書類（別紙を含みます。）の分量をA4判5頁程度以内</u>に収めていただくよう、ご協力をお願いします。 これを超過する場合は、2件以上として数える場合がございます。 ④の修正案は、1回の修正案を1件とします。

区分	業務の内容等
会社名義の通知書	・内 容：依頼者の名義で相手方に送付する通知書につき、依頼者又はAI作成の文案を検証すること ・具 体 例：契約の解除通知書、未払代金の請求書、催告書など ・件 数：1通を1件とします。 ご依頼の際は、通知書の分量をA4判3頁程度以内に収めていただくよう、ご協力をお願いします。 これを超過する場合は、2件以上として数える場合がございます。
追加の質問等	・内 容：当職によるショートレビューに対する再質問などに回答すること ・具 体 例：当職によるショートレビューの指摘の意味や理由の確認 ・件 数：本文 250字程度以内のもので、かつ、新たな添付資料を伴わないものは、1つのご依頼につき1往復まで件数に数えません。 これを超えるもの、新たな事実関係又は資料を追加するもの、及び2往復目以降のものは、法律相談の単位により件数を数えます。

別表3 本サービスの対象となる契約書類の例

➤ 【別表2】の「契約書類の作成やレビュー」の対象となる主な契約書類の例は、次のとおりです。

大分類	主な契約書類の例
売買に関する契約	動産売買契約書、自動車売買契約書、土地売買契約書、建物売買契約書、土地建物売買契約書、マンション売買契約書、交換契約書
賃貸借に関する契約	建物賃貸借契約書、定期建物賃貸借契約書、事務所賃貸借契約書、店舗賃貸借契約書、倉庫賃貸借契約書、駐車場賃貸借契約書、動産賃貸借契約書、転貸借契約書
使用貸借に関する契約	土地使用貸借契約書、建物使用貸借契約書、動産使用貸借契約書、地役権設定契約書
請負に関する契約	請負契約書、工事請負契約書 ^(※) 、工事下請負契約書、ソフトウェア開発契約書 ^(※) 、製作物供給契約書、運送契約書
委任や業務委託に関する契約	業務委託契約書、顧問契約書、会社経営委任契約書、コンサルティング業務委託契約書、ソフトウェア開発委託契約書 ^(※) 、システム保守契約書、情報成果物作成委託契約書、営業委託契約書、社員教育研修委託契約書、講師委託契約書、産業医委託契約書、役務提供委託契約書（コールセンター、警備、清掃等）、産業廃棄物処理委託契約書、不動産管理委託契約書、設備管理業務委託契約書、修理委託契約書
寄託に関する契約	寄託契約書
金銭消費貸借に関する契約	金銭消費貸借契約書、諾成的金銭消費貸借契約書、準消費貸借契約書
担保や弁済に関する契約	抵当権設定契約書、根抵当権設定契約書、質権設定契約書、集合動産譲渡担保契約書 ^(※) 、譲渡担保契約書、仮登記担保契約書、代物弁済契約書
債権譲渡や債務引受に関する契約	債権譲渡契約書、債務引受契約書
知的財産に関する契約	ライセンス契約書、特許権の通常実施権許諾契約書、商標権使用許諾契約書、実用新案権や意匠権のライセンス契約書、出版契約書、著作権の利用許諾契約書、肖像権の使用許諾契約書、専属契約書
継続的取引に関する契約	商品売買基本契約書、継続的売買取引基本契約書、販売代理店契約書、販売特約店契約書、フランチャイズ契約書 ^(※) 、OEM契約書

大分類	主な契約書類の例
労働に関する契約	雇用契約書、労働者派遣基本契約書、入社誓約書、退社誓約書、身元保証契約書、出向契約書
その他の契約	秘密保持契約書、業務提携契約書、共同開発契約書 ^(※) 、組合契約書、共同事業契約書、更改契約書、相殺合意書、債務免除合意書、合意解除書、和解契約書

※ 個別具体的事情が多く、ヒアリングに依らなければ、正確な事案把握ができない案件については、本サービスの対象外となる場合がございます。